

## 旭川市地域企業経営者等育成補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項に基づき、旭川市内における中小企業者等の経営者及び従業員並びに旭川市内で新たに事業にチャレンジする起業者が中小企業大学校旭川校など独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が主催する研修事業を受講する場合、その経費の一部を補助し、地域企業の経営強化と事業拡大、新規起業を促進することを目的とした補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 中小企業者等

旭川市内に主たる事業所を有し、条例第2条に定めるものをいう。

(2) 経営者等

旭川市内に主たる事業所を有する中小企業者等の経営者及び従業員をいう。

(3) 経営者等研修

中小機構が主催する研修。ただし、起業者等研修を除く。

(4) 起業者等研修

中小機構が主催する起業等に関する研修で、別に市長が定める研修をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象事業は、中小機構が主催する研修事業のうち、中小企業者等の経営者等又は起業者等が受講する事業（以下「補助事業」という。）

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 旭川市内に主たる事業所を有する中小企業者等

(2) 旭川市民であり、旭川市内で起業を目指す者

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 中小機構が定める各研修の受講料

(2) 前号に定める経費に対し、本市以外からの助成金及び給付金等がある場合は、当該経費から助成金及び給付金等を控除した額

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該補助金の額は、1研修1人あたりのもとし、その金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 経営者等研修に係る補助対象経費の2分の1、または15,000円のどちらか低い額とする。
- (2) 起業者等研修に係る補助対象経費の10分の10、または10,000円のどちらか低い額とする。

(交付の申請)

第7条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）及び補助金交付申請額算出調書（様式第2号）のほか、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業開始日の2日前（ただし、土日祝日及び12月30日から翌年の1月4日までの日を除く）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 受講決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、当該申請にかかわる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、補助金の交付決定は、第4条で定める一補助対象者につき、単年度当たり4人を限度とし、かつ、該当年度の予算の範囲内で行うものとする。
- 3 補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、前条に係る交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。また補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、7日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項に規定する申請の取り下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業変更による交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定後において、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、誠実に補助事業を行わなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行をはかるため必要があると認めるときは、補助事業者に対し当該事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 前項に規定する報告等に基づき、補助事後湯が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定の後において、補助事業の内容を変更又は補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業変更（廃止）申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならないものとする。

ただし、研修受講者の変更等、補助金交付決定額に影響を与えない軽微な変更で市長が認めるものはこれを要しないものとする。

2 前項の承認については第9条を準用する（様式第5号及び様式第6号）。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了の日から30日以内に事業実績報告書（様式第7号又は様式第8号。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修の修了を証する書類の写し
- (2) 研修受講料の支払を証する書類の写し

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合で、報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容に適合

すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金等の交付決定額と確定が同額の場合にあっては、この通知を省略することができる。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第15条の規定による報告書の提出があった場合で、報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講ずるように指示するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、またはこの要綱の規定、若しくは規定に基づく指示に違反し、または従わないときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する取消しについては、第9条の規定を準用する。

(交付の時期)

第19条 補助金の交付は、第16条の規定により補助金の額を確定した後において行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第9号又は様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(理由の提示)

第21条 市長は、第13条第2項若しくは第17条の規定による指示をするとき、または第18条第1項及び第2項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存

しなければならないものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。